

2024 年経済構造実態調査二次集計結果
＜製造業事業所調査＞

結果の概要

概 況	
1. 産業別の状況（全事業所）	1
（1）産業中分類別事業所数	1
（2）産業中分類別従業者数	3
（3）産業中分類別製造品出荷額等	5
（4）産業中分類別付加価値額（従業者 29 人以下は粗付加価値額）	7
2. 都道府県別の状況（全事業所）	9
（1）事業所数	9
（2）従業者数	9
（3）製造品出荷額等	9
（4）付加価値額（従業者 29 人以下は粗付加価値額）	9
経済構造実態調査の概要	12
用語の解説	15

2025 年 8 月 29 日
総務省・経済産業省

利用上の注意

1. 「2024年経済構造実態調査製造業事業所調査」（以下「製造業事業所調査」という。）の調査結果は、以下の全てに該当する製造事業所（以下「事業所」という。）について集計したものである。
 - ・個人経営を除く事業所であること
 - ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
 - ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること
2. 事業所について、日本標準産業分類（第14回改定）における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所を調査対象とし、その報告を基に全体を推計した上で結果表として集計した。
3. 調査結果のうち、事業所数、産出事業所数、従業者数については、2024年6月1日現在の数値、製造品出荷額等、品目別出荷金額、付加価値額については、2023年1年間の数値である。
4. 製造品出荷額等の経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf
5. 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入した。

統計表中、「***」は該当数値なし、「0」は四捨五入による単位未満であることを示している。

「X」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。

6. 集計に用いた産業分類については、以下の点に留意されたい。

日本標準産業分類の第14回改定に伴い、2024年調査より、製造業事業所調査用産業分類も改定した。改定内容については表1参照。

(1) 集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。本編における例外については次のとおりである。

本編	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

(2) 事業所の産業の決定方法は、次のとおりである。

・ 一般的な方法

- ① 製造品が単品のみの事業所については、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定する。
- ② 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定する。次に、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付とする。

・ 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。具体的には、「中分類 22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業」、「熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）」、「冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）」の11産業である。

(3) 「中分類18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおりである。

製 造 品 名	分類	製 造 品 名	分類
家具・装備品	13	がん具・運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム（乾板を含む）	1695	漆器	3271
手袋（合成皮革）	2051	畳	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき・ブラシ	3284
人造真珠	2199	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3285
歯車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
義歯	2744	看板・標識機	3292
装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）	322	パレット	3293
かつら	3229	モデル・模型	3294
時計側	3231	工業用模型	3295
楽器	324	レコード	3296
		眼鏡	3297

7. 従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」の区分に変更を行った。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000928642.pdf

8. 製造業事業所調査と工業統計調査（以下「工業統計」という。）は集計範囲等が異なり、過去の工業統計と単純比較できないことから、以下の点に留意されたい。

(1) 製造業事業所調査は、個人経営を除く全ての事業所を集計しているが、工業統計については、国に属する事業所以外の従業者4人以上の全ての事業所を調査対象として集計している。

(2) 製造業事業所調査における「在庫額」については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」に従って税込み補正処理の対象外になっており、経済センサス－活動調査と同様の扱いとしている。一方、工業統計では、連続性の観点から、「在庫額」について従前より他の記入項目同様に税込み補正処理を

している。なお、従来の調査結果は、当時の消費税率であり、現行の税率（10％）と異なる。

9. 表、グラフなどで用いる産業名の略称は以下のとおり。

産業中分類名	略 称	産業中分類名	略 称
09 食料品製造業	食料	21 窯業・土石製品製造業	窯業
10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲料	22 鉄鋼業	鉄鋼
11 繊維工業	繊維	23 非鉄金属製造業	非鉄
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	木材	24 金属製品製造業	金属
13 家具・装備品製造業	家具	25 はん用機械器具製造業	は用
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	紙パ	26 生産用機械器具製造業	生産
15 印刷・同関連業	印刷	27 業務用機械器具製造業	業務
16 化学工業	化学	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子
17 石油製品・石炭製品製造業	石油	29 電気機械器具製造業	電気
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	プラ	30 情報通信機械器具製造業	情報
19 ゴム製品製造業	ゴム	31 輸送用機械器具製造業	輸送
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革	32 その他の製造業	その他

表1 経済構造実態調査＜製造業事業所調査＞用産業分類新旧対応表（改定部分のみ抜粋）

旧	新	変更内容
09 食料品製造業	09 食料品製造業	
095 醗酵製造業	→ 095 砂糖・でんぷん醗酵製造業	日本標準産業分類の改定に伴う産業小分類名の改称。
0951 砂糖製造業(砂糖精製業を除く)	0951 砂糖製造業(砂糖精製業を除く)	
0952 砂糖精製業	0952 砂糖精製業	
0953 ぶどう醗・水あめ・異性化醗製造業	→ 0953 でんぷん醗酵製造業	日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類名の改称。
10 飲料・たばこ・飼料製造業	10 飲料・たばこ・飼料製造業	
102 酒類製造業	102 酒類製造業	
1021 果実酒製造業	→ 1021 果実酒製造業	日本標準産業分類の改定に伴う分割
1022 ビール類製造業	→ 1022 発泡性酒類製造業	日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類名の改称、統合。
1023 清酒製造業	1023 清酒製造業	
1024 蒸留酒・混成酒製造業	→ 1024 醸造酒類製造業(果実酒、清酒を除く)	日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類の新設。
日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類の廃止(分割して新1022、1024、1025、1026へ)	→ 1025 蒸留酒類製造業	日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類の新設。
	→ 1026 混成酒類製造業	日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類の新設、統合。
11 繊維工業	11 繊維工業	
116 外衣・シャツ製造業(和式を除く)	116 外衣・シャツ製造業(和式を除く)	
1161 織物製成人男子・少年服製造業(不織布製及びレース製を含む)	1161 織物製成人男子・少年服製造業(不織布製及びレース製を含む)	
1162 織物製成人女子・少女服製造業(不織布製及びレース製を含む)	1162 織物製成人女子・少女服製造業(不織布製及びレース製を含む)	
1163 織物製乳幼児服製造業(不織布製及びレース製を含む)	1163 織物製乳幼児服製造業(不織布製及びレース製を含む)	
1164 織物製シャツ製造業(不織布製及びレース製を含む、下着を除く)	1164 織物製シャツ製造業(不織布製及びレース製を含む、下着を除く)	
1165 織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業(不織布製及びレース製を含む)	1165 織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業(不織布製及びレース製を含む)	
1166 ニット製外衣製造業(アウターシャツ類、セーター類などを除く)	→ 1166 ニット製外衣製造業(アウターシャツ類、セーター類などを除く)	日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類名の改称。
1167 ニット製アウターシャツ類製造業	1167 ニット製アウターシャツ類製造業	
1168 セーター類製造業	1168 セーター類製造業	
1169 その他の外衣・シャツ製造業	1169 その他の外衣・シャツ製造業	
17 石油製品・石炭製品製造業	17 石油製品・石炭製品製造業	
172 潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)	→ 172 潤滑油・グリース製造業(石油精製によらないもの)	日本標準産業分類の改定に伴う産業小分類名の改称。
1721 潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)	→ 1721 潤滑油・グリース製造業(石油精製によらないもの)	日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類名の改称。
21 窯業・土石製品製造業	21 窯業・土石製品製造業	
213 建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く)	213 建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く)	
2131 粘土がわら製造業	→ 2131 粘土がわら製造業	日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類名の改称。
2132 普通れんが製造業	2132 普通れんが製造業	
2139 その他の建設用粘土製品製造業	2139 その他の建設用粘土製品製造業	
25 はん用機械器具製造業	25 はん用機械器具製造業	
253 一般産業用機械・装置製造業	253 一般産業用機械・装置製造業	
2531 動力伝導装置製造業(玉軸受、ころ軸受を除く)	2531 動力伝導装置製造業(玉軸受、ころ軸受を除く)	
2532 エレベーター・エスカレータ製造業	2532 エレベーター・エスカレータ製造業	
2533 物流運搬設備製造業	2533 物流運搬設備製造業	
2534 工業窯炉製造業	→ 2534 工業窯炉製造業(燃焼炉)	日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類名の改称。
2535 冷凍機・温湿調整装置製造業	2535 冷凍機・温湿調整装置製造業	
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	
282 電子部品製造業	282 電子部品製造業	
2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業	2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業	
2822 音響部品・磁気ヘッド・小形モーター製造業	→ 2822 音響部品・磁気ヘッド・小形モーター製造業	日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類名の改称。
2823 コネクタ・スイッチ・リレー製造業	2823 コネクタ・スイッチ・リレー製造業	
29 電気機械器具製造業	29 電気機械器具製造業	
292 産業用電気機械器具製造業	292 産業用電気機械器具製造業	
2921 電気溶接機製造業	2921 電気溶接機製造業	
2922 内燃機関電装品製造業	→ 2923 電気炉・電熱装置製造業	日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類の新設。
2929 その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)	→ 2929 その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)	日本標準産業分類の改定に伴う分割。
30 情報通信機械器具製造業	30 情報通信機械器具製造業	
301 通信機械器具・同関連機械器具製造業	301 通信機械器具・同関連機械器具製造業	
3011 有線通信機械器具製造業	3011 有線通信機械器具製造業	
3012 携帯電話機・PHS電話機製造業	→ 3012 スマートフォン・携帯電話機・PHS電話機製造業	日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類名の改称。
3013 無線通信機械器具製造業	3013 無線通信機械器具製造業	
3014 ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業	3014 ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業	
3015 交通信号保安装置製造業	3015 交通信号保安装置製造業	
3019 その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業	3019 その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業	

概 況

1. 産業別の状況（全事業所）

（1）産業中分類別事業所数

－ 事業所数が最も多いのは金属製品製造業 －

ア 事業所数を産業中分類別構成比でみると、「金属製品製造業」（3 万 368 事業所、構成比 13.7%）が最も高く、次いで「食料品製造業」（2 万 4659 事業所、同 11.1%）、「生産用機械器具製造業」（2 万 3407 事業所、同 10.5%）、「プラスチック製品製造業（別掲を除く）」（1 万 3745 事業所、同 6.2%）、「印刷・同関連業」（1 万 3371 事業所、同 6.0%）の順となっている（第 1 表、第 1 図）。

イ 構成比の前年からの変化は、「金属製品製造業」、「食料品製造業」、「生産用機械器具製造業」及び「プラスチック製品製造業（別掲を除く）」が 0.0 ポイントの横ばい、「印刷・同関連業」が 0.1 ポイントの低下（第 1 表、第 1 図）。

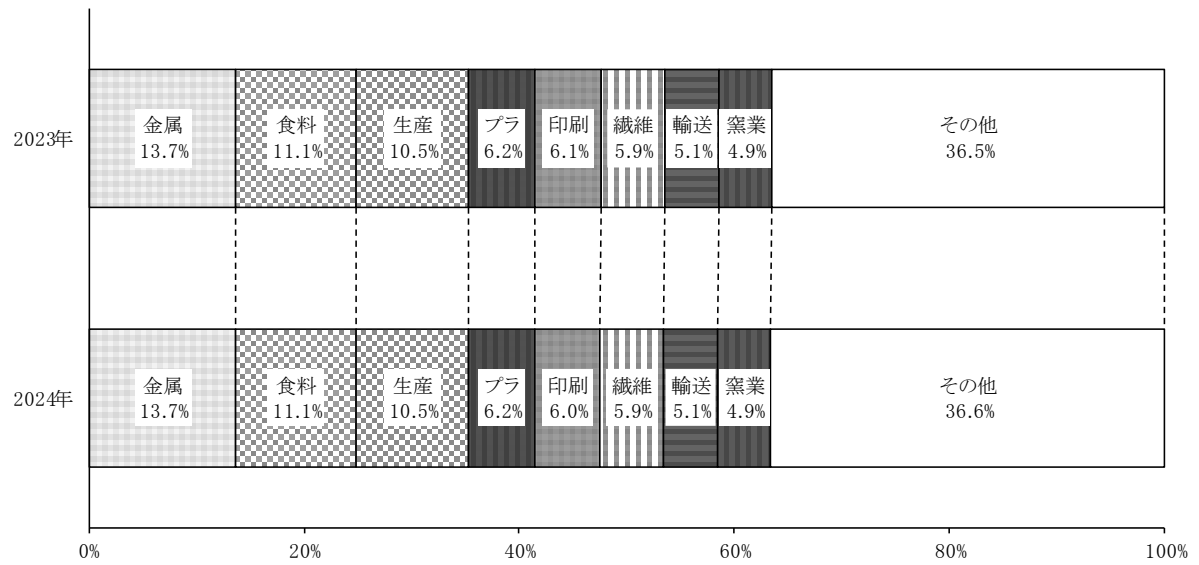
第 1 表 産業中分類別事業所数（全事業所）

項 目 産 業	事業所数			
	2023年	2024年	構成比 (%)	増減率 (%)
製 造 業 計	223,391	222,200	100.0	▲ 0.5
09 食料品製造業	24,769	24,659	11.1	▲ 0.4
10 飲料・たばこ・飼料製造業	5,158	5,137	2.3	▲ 0.4
11 繊維工業	13,267	13,155	5.9	▲ 0.8
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	6,235	6,196	2.8	▲ 0.6
13 家具・装備品製造業	6,378	6,315	2.8	▲ 1.0
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	6,034	6,033	2.7	0.0
15 印刷・同関連業	13,520	13,371	6.0	▲ 1.1
16 化学工業	5,664	5,641	2.5	▲ 0.4
17 石油製品・石炭製品製造業	1,307	1,291	0.6	▲ 1.2
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	13,803	13,745	6.2	▲ 0.4
19 ゴム製品製造業	2,391	2,380	1.1	▲ 0.5
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	1,265	1,255	0.6	▲ 0.8
21 窯業・土石製品製造業	10,873	10,792	4.9	▲ 0.7
22 鉄鋼業	5,088	5,075	2.3	▲ 0.3
23 非鉄金属製造業	3,077	3,069	1.4	▲ 0.3
24 金属製品製造業	30,589	30,368	13.7	▲ 0.7
25 はん用機械器具製造業	8,090	8,082	3.6	▲ 0.1
26 生産用機械器具製造業	23,545	23,407	10.5	▲ 0.6
27 業務用機械器具製造業	4,843	4,838	2.2	▲ 0.1
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	4,518	4,504	2.0	▲ 0.3
29 電気機械器具製造業	10,036	10,008	4.5	▲ 0.3
30 情報通信機械器具製造業	1,280	1,273	0.6	▲ 0.5
31 輸送用機械器具製造業	11,301	11,305	5.1	0.0
32 その他の製造業	10,360	10,301	4.6	▲ 0.6

注1：事業所数については、個人経営を含まない。

2：事業所数の調査時点については、6月1日現在である。

第1図 産業中分類別事業所数の構成比（全事業所）



注1：事業所数については、個人経営を含まない。
 2：事業所数の調査時点については、6月1日現在である。

(2) 産業中分類別従業者数

－ 従業者数が最も多いのは食料品製造業 －

ア 従業者数を産業中分類別構成比でみると、「食料品製造業」（112万2868人、構成比14.5%）が最も高く、次いで「輸送用機械器具製造業」（106万7909人、同13.8%）、「生産用機械器具製造業」（65万7818人、同8.5%）、「金属製品製造業」（60万2242人、同7.8%）、「電気機械器具製造業」（50万578人、同6.5%）の順となっている（第2表、第2図）。

イ 構成比の前年からの変化は、「食料品製造業」が0.0ポイントの横ばい、「輸送用機械器具製造業」が0.2ポイント上昇、「生産用機械器具製造業」が0.1ポイント低下、「金属製品製造業」が0.0ポイントの横ばい、「電気機械器具製造業」が0.1ポイント低下（第2表、第2図）。

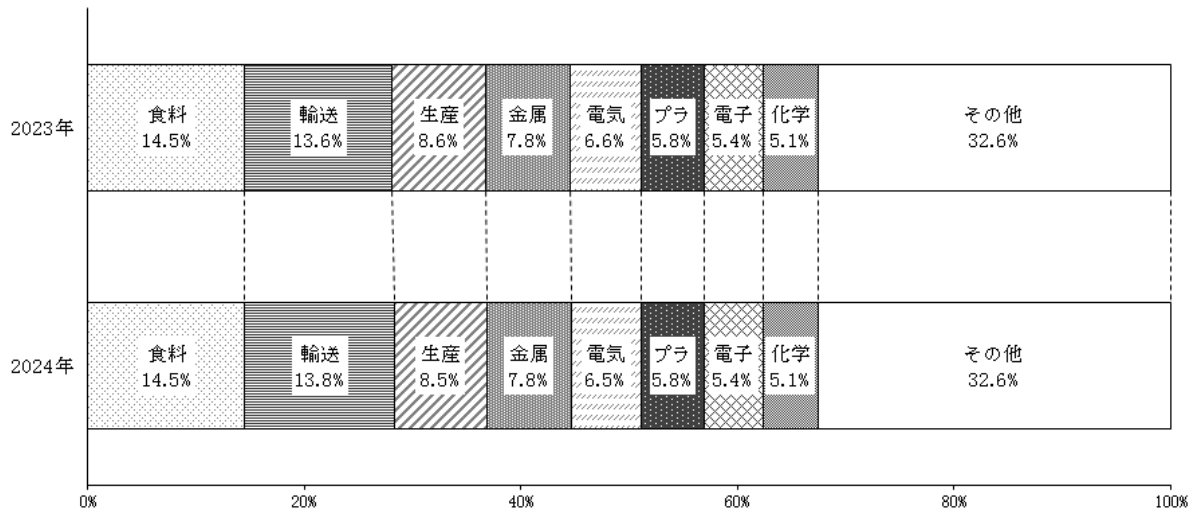
第2表 産業中分類別従業者数（全事業所）

項 目 産 業	従業者数			
	2023年 (人)	2024年 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)
製 造 業 計	7,751,935	7,734,473	100.0	▲ 0.2
09 食料品製造業	1,122,274	1,122,868	14.5	0.1
10 飲料・たばこ・飼料製造業	107,571	107,630	1.4	0.1
11 繊維工業	228,458	226,969	2.9	▲ 0.7
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	92,631	91,885	1.2	▲ 0.8
13 家具・装備品製造業	90,538	89,318	1.2	▲ 1.3
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	183,502	183,325	2.4	▲ 0.1
15 印刷・同関連業	247,854	244,616	3.2	▲ 1.3
16 化学工業	395,304	398,040	5.1	0.7
17 石油製品・石炭製品製造業	28,548	28,628	0.4	0.3
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	450,321	449,253	5.8	▲ 0.2
19 ゴム製品製造業	114,710	115,169	1.5	0.4
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	18,012	17,738	0.2	▲ 1.5
21 窯業・土石製品製造業	242,236	239,697	3.1	▲ 1.0
22 鉄鋼業	220,443	217,804	2.8	▲ 1.2
23 非鉄金属製造業	146,407	147,873	1.9	1.0
24 金属製品製造業	607,992	602,242	7.8	▲ 0.9
25 はん用機械器具製造業	316,689	317,659	4.1	0.3
26 生産用機械器具製造業	663,565	657,818	8.5	▲ 0.9
27 業務用機械器具製造業	214,635	220,962	2.9	2.9
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	414,872	419,731	5.4	1.2
29 電気機械器具製造業	513,626	500,578	6.5	▲ 2.5
30 情報通信機械器具製造業	111,419	105,807	1.4	▲ 5.0
31 輸送用機械器具製造業	1,056,926	1,067,909	13.8	1.0
32 その他の製造業	163,402	160,954	2.1	▲ 1.5

注1：従業者数については、個人経営を含まない。

2：従業者数の調査時点については、6月1日現在である。

第2図 産業中分類別従業者数の構成比（全事業所）



注1：従業者数については、個人経営を含まない。

2：従業者数の調査時点については、6月1日現在である。

(3) 産業中分類別製造品出荷額等

－ 製造品出荷額等が最も多いのは輸送用機械器具製造業 －

ア 製造品出荷額等を産業中分類別構成比でみると、「輸送用機械器具製造業」（79 兆 8417 億円、構成比 21.4％）が最も高く、次いで「化学工業」（33 兆 3846 億円、同 8.9％）、「食料品製造業」（33 兆 39 億円、同 8.8％）、「生産用機械器具製造業」（24 兆 8235 億円、同 6.7％）、「鉄鋼業」（23 兆 8346 億円、同 6.4％）の順となっている（第3表、第3図）。

イ 構成比の前年からの変化は、「輸送用機械器具製造業」が1.9ポイント上昇、「化学工業」が0.6ポイント低下、「食料品製造業」が0.0ポイントの横ばい、「生産用機械器具製造業」が0.2ポイント低下、「鉄鋼業」が0.2ポイント低下（第3表、第3図）。

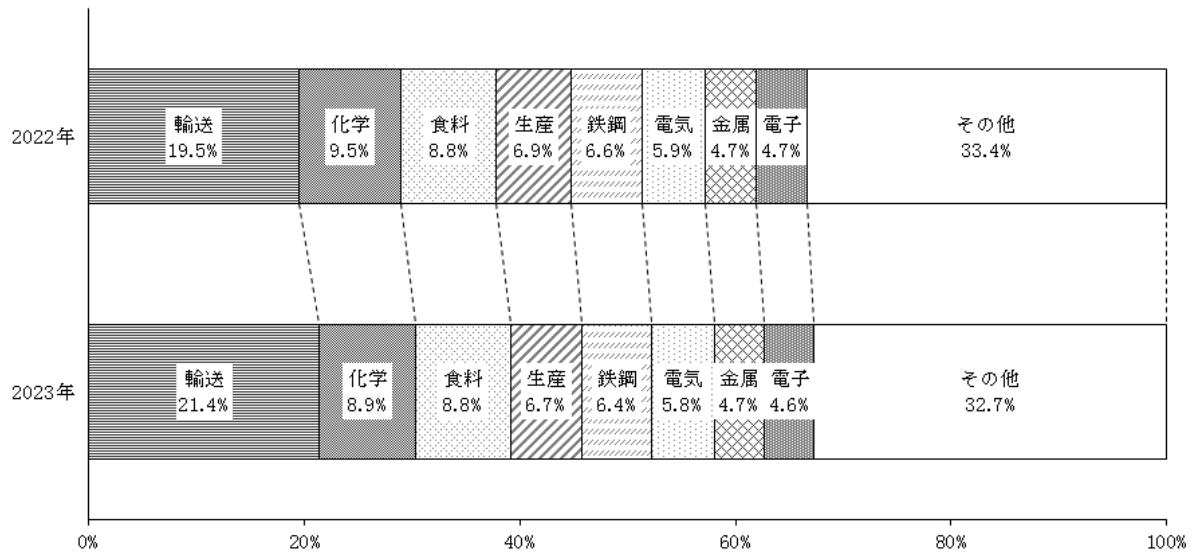
第3表 産業中分類別製造品出荷額等（全事業所）

項 目 産 業	製造品出荷額等			
	2022年 (億円)	2023年 (億円)	構成比 (%)	増減率 (%)
製 造 業 計	3,618,774	3,732,388	100.0	3.1
09 食料品製造業	317,264	330,039	8.8	4.0
10 飲料・たばこ・飼料製造業	103,198	109,306	2.9	5.9
11 繊維工業	37,225	39,750	1.1	6.8
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	37,538	34,394	0.9	▲ 8.4
13 家具・装備品製造業	19,953	20,198	0.5	1.2
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	77,538	81,581	2.2	5.2
15 印刷・同関連業	50,468	50,934	1.4	0.9
16 化学工業	342,810	333,846	8.9	▲ 2.6
17 石油製品・石炭製品製造業	187,990	171,311	4.6	▲ 8.9
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	132,532	135,457	3.6	2.2
19 ゴム製品製造業	37,191	39,530	1.1	6.3
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	2,897	3,133	0.1	8.1
21 窯業・土石製品製造業	84,171	85,311	2.3	1.4
22 鉄鋼業	239,410	238,346	6.4	▲ 0.4
23 非鉄金属製造業	133,586	132,915	3.6	▲ 0.5
24 金属製品製造業	169,205	173,985	4.7	2.8
25 はん用機械器具製造業	127,811	128,878	3.5	0.8
26 生産用機械器具製造業	251,471	248,235	6.7	▲ 1.3
27 業務用機械器具製造業	68,734	76,293	2.0	11.0
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	169,948	173,291	4.6	2.0
29 電気機械器具製造業	213,374	217,838	5.8	2.1
30 情報通信機械器具製造業	62,050	61,848	1.7	▲ 0.3
31 輸送用機械器具製造業	705,284	798,417	21.4	13.2
32 その他の製造業	47,126	47,553	1.3	0.9

注1：製造品出荷額等については、個人経営を含まない。

2：製造品出荷額等の調査期間については、2022年及び2023年におけるそれぞれ1年間の数値である。

第3図 産業中分類別製造品出荷額等の構成比（全事業所）



注1：製造品出荷額等については、個人経営を含まない。

注2：製造品出荷額等の調査期間については、2022年及び2023年におけるそれぞれ1年間の数値である。

(4) 産業中分類別付加価値額（従業者 29 人以下は粗付加価値額）

ー 付加価値額が最も多いのは輸送用機械器具製造業 ー

ア 付加価値額を産業中分類別構成比でみると、「輸送用機械器具製造業」（20 兆 3709 億円、構成比 18.4%）が最も高く、次いで「化学工業」（11 兆 9708 億円、同 10.8%）、「食料品製造業」（10 兆 5699 億円、同 9.5%）、「生産用機械器具製造業」（8 兆 9457 億円、同 8.1%）、「電気機械器具製造業」（7 兆 3783 億円、同 6.7%）の順となっている（第 4 表、第 4 図）。

イ 構成比の前年からの変化は、「輸送用機械器具製造業」が 1.7 ポイント上昇、「化学工業」が 0.5 ポイント低下、「食料品製造業」が 0.0 ポイントの横ばい、「生産用機械器具製造業」が 0.4 ポイント低下、「電気機械器具製造業」が 0.2 ポイント低下（第 4 表、第 4 図）。

第 4 表 産業中分類別付加価値額（全事業所）

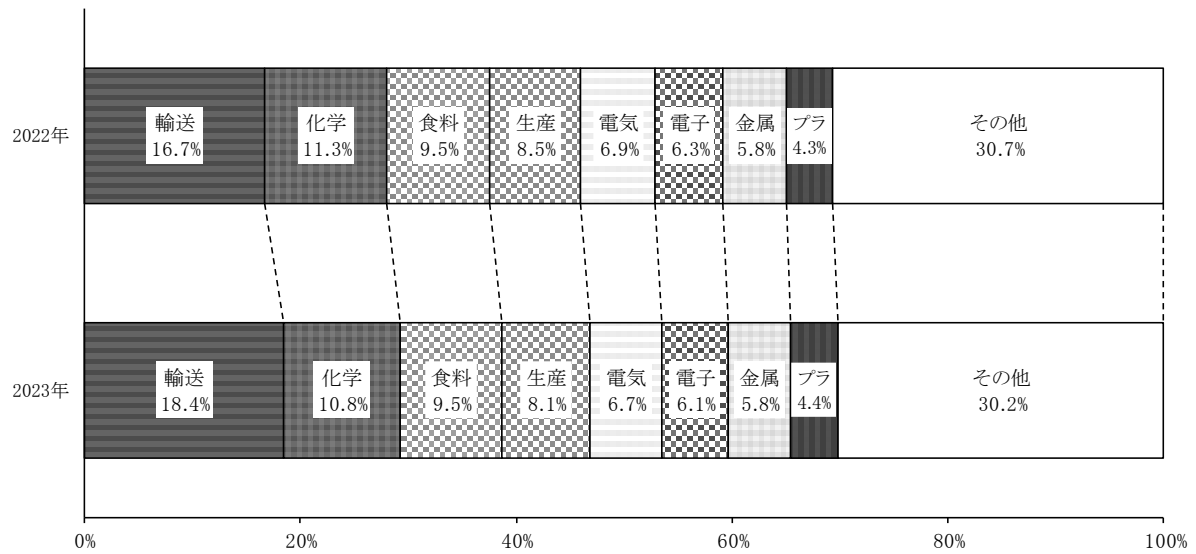
項 目 産 業	付加価値額			
	2022年 (億円)	2023年 (億円)	構成比 (%)	増減率 (%)
製 造 業 計	1,082,838	1,109,034	100.0	2.4
09 食料品製造業	102,330	105,699	9.5	3.3
10 飲料・たばこ・飼料製造業	28,404	29,346	2.6	3.3
11 繊維工業	14,418	15,465	1.4	7.3
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	11,926	10,222	0.9	▲ 14.3
13 家具・装備品製造業	7,524	7,638	0.7	1.5
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	19,632	22,007	2.0	12.1
15 印刷・同関連業	22,881	22,583	2.0	▲ 1.3
16 化学工業	121,831	119,708	10.8	▲ 1.7
17 石油製品・石炭製品製造業	▲ 4,625	796	0.1	***
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	46,958	48,968	4.4	4.3
19 ゴム製品製造業	14,460	14,642	1.3	1.3
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	1,112	1,226	0.1	10.3
21 窯業・土石製品製造業	34,084	34,209	3.1	0.4
22 鉄鋼業	45,516	40,159	3.6	▲ 11.8
23 非鉄金属製造業	30,086	26,266	2.4	▲ 12.7
24 金属製品製造業	62,760	64,610	5.8	2.9
25 はん用機械器具製造業	45,872	45,375	4.1	▲ 1.1
26 生産用機械器具製造業	92,084	89,457	8.1	▲ 2.9
27 業務用機械器具製造業	25,327	27,880	2.5	10.1
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	68,163	68,139	6.1	0.0
29 電気機械器具製造業	74,352	73,783	6.7	▲ 0.8
30 情報通信機械器具製造業	17,253	17,375	1.6	0.7
31 輸送用機械器具製造業	181,217	203,709	18.4	12.4
32 その他の製造業	19,273	19,772	1.8	2.6

注1：付加価値額について、従業者29人以下の事業所は、粗付加価値額である。

2：付加価値額については、個人経営を含まない。

3：付加価値額の調査期間については、2022年及び2023年におけるそれぞれ1年間の数値である。

第 4 図 産業中分類別付加価値額の構成比（全事業所）



注 1：付加価値額について、従業者 29 人以下の事業所は、粗付加価値額である。

2：付加価値額については、個人経営を含まない。

3：付加価値額の調査期間については、2022年及び2023年におけるそれぞれ1年間の数値である。

2. 都道府県別の状況（全事業所）

（1）事業所数　－　事業所数が最も多いのは大阪府　－

都道府県別構成比をみると、大阪府（1万8481事業所、構成比8.3%）、愛知県（1万8414事業所、同8.3%）、東京都（1万5297事業所、同6.9%）、埼玉県（1万3159事業所、同5.9%）、静岡県（1万530事業所、同4.7%）の順となっている（第5表）。

（2）従業者数　－　従業者数が最も多いのは愛知県　－

都道府県別構成比をみると、愛知県（84万5283人、構成比10.9%）、大阪府（44万6661人、同5.8%）、静岡県（40万8750人、同5.3%）、埼玉県（38万5901人、同5.0%）、兵庫県（36万4089人、同4.7%）の順となっている（第5表）。

（3）製造品出荷額等　－　製造品出荷額等が最も多いのは愛知県　－

都道府県別構成比をみると、愛知県（58兆218億円、構成比15.5%）、静岡県（19兆7732億円、同5.3%）、大阪府（19兆3430億円、同5.2%）、神奈川県（18兆4795億円、同5.0%）、兵庫県（18兆4617億円、同4.9%）の順となっている（第5表）。

（4）付加価値額（従業者29人以下は粗付加価値額）　－　付加価値額が最も多いのは愛知県　－

都道府県別構成比をみると、愛知県（16兆2579億円、構成比14.7%）、静岡県（6兆4398億円、同5.8%）、大阪府（6兆1641億円、同5.6%）、兵庫県（5兆6760億円、同5.1%）、埼玉県（5兆3092億円、同4.8%）の順となっている（第5表）。

第5表 都道府県別 事業所数、従業者数、製造品出荷額等、付加価値額（全事業所）

都道府県	事業所数		従業者数		製造品出荷額等		付加価値額	
	2024年		2024年		2023年		2023年	
		構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(億円)	構成比 (%)	(億円)	構成比 (%)
合 計	222,200	100.0	7,734,473	100.0	3,732,388	100.0	1,109,034	100.0
01 北海道	6,397	2.9	165,503	2.1	67,747	1.8	17,446	1.6
02 青森県	1,489	0.7	55,565	0.7	17,163	0.5	4,788	0.4
03 岩手県	2,114	1.0	86,083	1.1	31,247	0.8	9,056	0.8
04 宮城県	3,102	1.4	114,979	1.5	54,693	1.5	13,232	1.2
05 秋田県	1,766	0.8	61,333	0.8	15,636	0.4	6,287	0.6
06 山形県	2,700	1.2	97,681	1.3	33,555	0.9	13,440	1.2
07 福島県	3,894	1.8	152,760	2.0	56,554	1.5	19,024	1.7
08 茨城県	5,689	2.6	275,558	3.6	150,067	4.0	45,280	4.1
09 栃木県	4,857	2.2	197,935	2.6	98,895	2.6	29,155	2.6
10 群馬県	5,696	2.6	218,386	2.8	101,485	2.7	33,724	3.0
11 埼玉県	13,159	5.9	385,901	5.0	153,297	4.1	53,092	4.8
12 千葉県	5,921	2.7	211,434	2.7	152,932	4.1	28,655	2.6
13 東京都	15,297	6.9	265,946	3.4	85,527	2.3	31,347	2.8
14 神奈川県	9,856	4.4	361,006	4.7	184,795	5.0	50,274	4.5
15 新潟県	5,767	2.6	178,649	2.3	54,667	1.5	19,467	1.8
16 富山県	2,931	1.3	122,482	1.6	41,338	1.1	14,182	1.3
17 石川県	3,187	1.4	98,620	1.3	32,064	0.9	11,207	1.0
18 福井県	2,553	1.1	75,549	1.0	26,497	0.7	8,927	0.8
19 山梨県	2,109	0.9	72,692	0.9	27,194	0.7	10,054	0.9
20 長野県	6,128	2.8	205,903	2.7	70,088	1.9	24,018	2.2
21 岐阜県	6,488	2.9	206,982	2.7	67,202	1.8	21,666	2.0
22 静岡県	10,530	4.7	408,750	5.3	197,732	5.3	64,398	5.8
23 愛知県	18,414	8.3	845,283	10.9	580,218	15.5	162,579	14.7
24 三重県	3,857	1.7	205,046	2.7	123,114	3.3	34,105	3.1
25 滋賀県	3,107	1.4	172,367	2.2	91,794	2.5	28,884	2.6
26 京都府	5,297	2.4	148,062	1.9	64,600	1.7	24,668	2.2
27 大阪府	18,481	8.3	446,661	5.8	193,430	5.2	61,641	5.6
28 兵庫県	8,572	3.9	364,089	4.7	184,617	4.9	56,760	5.1
29 奈良県	1,880	0.8	60,748	0.8	20,227	0.5	6,896	0.6
30 和歌山県	1,747	0.8	52,520	0.7	28,915	0.8	10,128	0.9
31 鳥取県	854	0.4	31,098	0.4	8,867	0.2	2,641	0.2
32 島根県	1,206	0.5	42,265	0.5	13,838	0.4	4,571	0.4
33 岡山県	3,921	1.8	149,176	1.9	96,040	2.6	19,230	1.7
34 広島県	5,871	2.6	214,305	2.8	114,765	3.1	29,608	2.7
35 山口県	1,983	0.9	97,787	1.3	77,818	2.1	22,491	2.0
36 徳島県	1,294	0.6	48,337	0.6	23,337	0.6	10,462	0.9
37 香川県	2,354	1.1	72,409	0.9	30,808	0.8	7,947	0.7
38 愛媛県	2,592	1.2	81,639	1.1	55,931	1.5	9,975	0.9
39 高知県	1,091	0.5	23,543	0.3	6,540	0.2	2,134	0.2
40 福岡県	6,022	2.7	229,749	3.0	116,167	3.1	29,149	2.6
41 佐賀県	1,436	0.6	63,554	0.8	23,192	0.6	8,134	0.7
42 長崎県	1,646	0.7	54,902	0.7	18,517	0.5	7,399	0.7
43 熊本県	2,235	1.0	93,807	1.2	34,863	0.9	12,588	1.1
44 大分県	1,664	0.7	65,749	0.9	56,838	1.5	13,018	1.2
45 宮崎県	1,533	0.7	55,059	0.7	18,365	0.5	6,285	0.6
46 鹿児島県	2,533	1.1	72,938	0.9	24,150	0.6	7,287	0.7
47 沖縄県	980	0.4	23,683	0.3	5,067	0.1	1,730	0.2

注1：付加価値額について、従業者29人以下の事業所は、粗付加価値額である。

2：事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額については、個人経営を含まない。

3：事業所数及び従業者数の調査時点については、2024年6月1日現在である。

4：製造品出荷額等及び付加価値額の調査期間については、2023年における1年間の数値である。

第 6 表 製造品出荷額等の都道府県別順位及び主要産業

都道府県	金 額 (億円)	順 位		構成比 (%)	1 位		2 位		3 位	
		2022年	2023年		産業	構成比 (%)	産業	構成比 (%)	産業	構成比 (%)
合 計	3,732,388	-	-	100.0	輸送	21.4	化学	8.9	食料	8.8
01 北海道	67,747	19	19	1.8	食料	36.0	石油	12.2	鉄鋼	8.0
02 青森県	17,163	41	42	0.5	食料	23.9	非鉄	13.0	電子	10.4
03 岩手県	31,247	30	31	0.8	輸送	23.9	電子	14.2	食料	14.0
04 宮城県	54,693	24	25	1.5	輸送	15.0	食料	13.7	電子	13.0
05 秋田県	15,636	42	43	0.4	電子	32.4	生産	9.7	食料	7.6
06 山形県	33,555	29	29	0.9	電子	26.8	化学	11.1	食料	10.1
07 福島県	56,554	23	23	1.5	化学	11.9	輸送	10.5	電子	10.4
08 茨城県	150,067	7	8	4.0	化学	13.4	生産	12.9	食料	11.1
09 栃木県	98,895	14	13	2.6	輸送	16.1	飲料	12.5	電気	9.3
10 群馬県	101,485	13	12	2.7	輸送	37.0	食料	9.5	化学	7.2
11 埼玉県	153,297	8	6	4.1	輸送	18.2	食料	14.9	化学	10.4
12 千葉県	152,932	6	7	4.1	石油	25.7	化学	16.7	鉄鋼	14.3
13 東京都	85,527	16	16	2.3	輸送	16.3	食料	10.3	印刷	9.5
14 神奈川県	184,795	5	4	5.0	輸送	21.8	石油	13.7	化学	11.1
15 新潟県	54,667	26	26	1.5	化学	15.5	食料	14.9	金属	11.6
16 富山県	41,338	27	27	1.1	化学	16.9	非鉄	13.1	金属	10.7
17 石川県	32,064	32	30	0.9	生産	30.3	電子	10.9	化学	6.5
18 福井県	26,497	35	35	0.7	電子	14.3	電気	11.3	化学	9.3
19 山梨県	27,194	34	34	0.7	生産	28.0	食料	10.2	電子	8.1
20 長野県	70,088	18	18	1.9	情報	15.9	電子	13.1	生産	12.2
21 岐阜県	67,202	20	20	1.8	輸送	18.0	生産	9.7	金属	8.9
22 静岡県	197,732	3	2	5.3	輸送	25.6	電気	14.3	化学	13.0
23 愛知県	580,218	1	1	15.5	輸送	56.7	電気	6.2	鉄鋼	5.9
24 三重県	123,114	9	9	3.3	輸送	25.0	電子	14.5	化学	11.3
25 滋賀県	91,794	15	15	2.5	化学	15.2	電気	12.1	輸送	11.6
26 京都府	64,600	21	21	1.7	飲料	14.3	生産	9.7	食料	9.5
27 大阪府	193,430	2	3	5.2	生産	11.9	化学	10.4	鉄鋼	9.3
28 兵庫県	184,617	4	5	4.9	鉄鋼	14.5	化学	13.6	輸送	10.4
29 奈良県	20,227	39	39	0.5	食料	14.5	輸送	9.9	プラ	9.3
30 和歌山県	28,915	33	33	0.8	鉄鋼	24.1	石油	16.4	化学	15.5
31 鳥取県	8,867	45	45	0.2	電子	19.6	食料	18.7	電気	12.0
32 島根県	13,838	44	44	0.4	電子	22.1	鉄鋼	12.6	情報	12.2
33 岡山県	96,040	12	14	2.6	石油	19.3	鉄鋼	16.5	化学	14.6
34 広島県	114,765	10	11	3.1	輸送	37.4	鉄鋼	12.8	生産	9.6
35 山口県	77,818	17	17	2.1	化学	29.8	輸送	19.1	石油	14.6
36 徳島県	23,337	38	37	0.6	化学	33.7	電気	16.9	電子	12.6
37 香川県	30,808	31	32	0.8	非鉄	18.2	食料	14.7	輸送	8.8
38 愛媛県	55,931	25	24	1.5	非鉄	26.2	石油	13.5	紙パ	11.6
39 高知県	6,540	46	46	0.2	窯業	15.7	食料	14.9	生産	13.3
40 福岡県	116,167	11	10	3.1	輸送	37.0	鉄鋼	11.1	食料	9.2
41 佐賀県	23,192	37	38	0.6	食料	18.9	電子	12.3	輸送	11.0
42 長崎県	18,517	43	40	0.5	輸送	22.9	電子	18.8	食料	16.6
43 熊本県	34,863	28	28	0.9	生産	21.4	食料	12.7	輸送	12.7
44 大分県	56,838	22	22	1.5	非鉄	18.4	鉄鋼	16.4	石油	12.5
45 宮崎県	18,365	40	41	0.5	食料	22.7	飲料	10.8	電子	10.3
46 鹿児島県	24,150	36	36	0.6	食料	34.4	飲料	21.2	電子	12.0
47 沖縄県	5,067	47	47	0.1	食料	39.0	飲料	15.2	窯業	12.7

注：製造品出荷額等の調査期間については、2023年における1年間の数値である。

経済構造実態調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス－活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。

2. 調査対象

(1) 産業横断調査

日本標準産業分類（第14回改定）に掲げる産業に属する全国の企業を調査対象の範囲とする。ただし、次に掲げる企業を除く。

- ① 「大分類A－農業、林業」に属する個人経営の企業
- ② 「大分類B－漁業」に属する個人経営の企業
- ③ 「大分類N－生活関連サービス業、娯楽業」のうち、「小分類792－家事サービス業」に属する企業
- ④ 「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）」のうち、「中分類93－政治・経済・文化団体」、「中分類94－宗教」及び「中分類96－外国公務」に属する企業
- ⑤ 「大分類S－公務（他に分類されるものを除く）」に属する企業

このうち、個人経営の企業を除き、日本標準産業分類における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業を調査対象とする。

(2) 製造業事業所調査

日本標準産業分類（第14回改定）に掲げる「大分類E－製造業」に属する全国の事業所（国及び地方公共団体に属する事業所を除く）を調査対象の範囲とする。ただし、個人経営の事業所及び法人以外の団体の事業所を除く。

このうち、日本標準産業分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所を調査対象とする。

3. 調査事項

(1) 産業横断調査

以下に掲げる事項のうち、調査企業の業種及び規模等に応じて必要な事項

- ① 名称、所在地及び法人番号
- ② 経営組織
- ③ 資本金等の額
- ④ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- ⑤ 売上（収入）金額 *
- ⑥ 費用総額及び費用の主要項目別金額 *
- ⑦ 企業全体の主な事業の内容
- ⑧ 事業活動、生産物の種類
- ⑨ 事業活動、生産物の種類別の売上（収入）金額 *
- ⑩ 年間商品販売額及び商品売上原価 *
- ⑪ 年初及び年末商品手持額 ○◎

- ⑫ 企業全体の事業別費用の割合 *
- ⑬ 総務大臣及び経済産業大臣が指定※する一事業区分に係る費用の項目別金額 *
- ※調査実施時点における最新の事業所母集団データベース情報に基づき、指定する。
- ⑭ 企業傘下の事業所の名称及び所在地
- ⑮ 企業傘下の事業所の主な事業活動
- ⑯ 企業傘下の事業所の従業者総数及びうち常用雇用者数
- ⑰ 企業傘下の事業所の売上（収入）金額 *
- ⑱ 企業傘下の事業所の年間商品販売額 *
- ⑲ 企業傘下の事業所の開設時期

ただし、⑪については、「大分類Ⅰ－卸売業、小売業」に属する企業についてのみ報告を求めることとし、⑱については、「大分類Ⅰ－卸売業、小売業」に属する事業所についてのみ報告を求めることとする。

また、⑫及び⑬については、「大分類Ａ－農業、林業」、「大分類Ｂ－漁業」、「大分類Ｃ－鉱業、採石業、砂利採取業」、「大分類Ｄ－建設業」及び「大分類Ｅ－製造業」に属する企業を除き、大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の5割を達成する範囲に含まれる企業のみから報告を求め、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱及び⑲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく有価証券報告書等を提出している企業、売上高1000億円以上（かつ会社企業に限っては資本金2億円以上）の企業及び相互会社のみから、製造業事業所調査の対象となる事業所を除き、報告を求めることとする。

（２）製造業事業所調査

以下に掲げる事項のうち、調査事業所の業種及び従業者数に応じて必要な事項

- ① 事業所の名称、所在地及び法人番号
- ② 経営組織
- ③ 資本金額又は出資金額（会社に限る）
- ④ この事業所の従業者数
- ⑤ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- ⑥ 人件費及び人材派遣会社への支払額 *
- ⑦ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額 *
- ⑧ 有形固定資産 *
- ⑨ 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額〇◎
- ⑩ 製造品出荷額、在庫額等 *（品目別製造品在庫額除く）、◎（品目別製造品在庫額）
- ⑪ 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額 *
- ⑫ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合 *
- ⑬ 主要原材料名
- ⑭ 工業用地及び工業用水
- ⑮ 作業工程

ただし、⑥の内訳、⑦の内訳、⑩のうち品目別製造品在庫額、⑧、⑨及び⑭については、従業者30人以上の事業所についてのみ報告を求めることとする。

4. 調査の方法

調査は、総務省及び経済産業省が業務を委託した調査実施事業者が調査票を報告者に郵送し、回収することにより行う。

ただし、報告者が政府統計共同利用システム又は政府統計オンラインサポートシステムにより報告した場合は、当該システムから報告内容を入力する。

5. 基準となる期日又は期間

2024年6月1日現在とする。

ただし、「3. 調査事項」のうち、「＊」を付した事項については、原則として、2023年1月から12月までの1年間を対象とする。

また、「○」は2023年の年初（1月1日現在）、「◎」は年末（12月31日現在）によって行う。

用語の解説

【産業別・地域別】

1. 事業所

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- (2) 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

2. 従業者

2024年6月1日現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）は従業者に含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、有期雇用者（1か月未満、日々雇用）は含まない。

(1) 常用労働者

「有給役員」、「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。

(2) 有給役員

事業所の取締役、理事などで（常勤、非常勤は問わない。）、役員報酬を得ている人をいう。他の事業所の役員を兼ねている場合であっても、この事業所が役員報酬を支給している場合は、この事業所の有給役員に該当する。

(3) 常用雇用者

期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。臨時社員などと呼ばれている人でも、この定義に当てはまる場合は常用雇用者に含める。

(4) 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人（定年まで雇用される場合を含む。）をいう。

(5) 有期雇用者（1か月以上）

常用雇用者のうち、1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

(6) 臨時雇用者（有期雇用者（1か月未満、日々雇用））

有期雇用者のうち、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

(7) 送出者

有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

(8) 出向・派遣受入者

労働者派遣法でいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

3. 事業に従事する者の人件費及び派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額

2023年1月から2023年12月までの1年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」及び「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額など」の合計をいう。

4. 原材料・燃料・電力の使用額等

2023年1月から2023年12月までの1年間における次の(1)～(6)の合計をいう。

(1) 原材料使用額

主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品、購入した水など、実際に製造等に使用した総使用額をいう。

また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

(2) 燃料使用額

生産段階で使用した燃料費、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、購入ガスの料金、自家発電用の燃料費などをいう。

(3) 電力使用額

照明や空調に利用されたものや購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

(4) 委託生産費

原材料又は製造した製品を支給して、他企業の国内事業所に製造加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいい、原材料等を支給しないで、他の事業所に製造を依頼した注文製造品の売買代金は含まない。

(5) 製造等に関連する外注費

生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品の検査・梱包、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣、委託生産費などの外注費は含まない。

(6) 転売した商品の仕入額

1年間のうちに実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいい、在庫品は含まない。

5. 有形固定資産額（従業者30人以上の事業所）

2023年1月から2023年12月までの1年間における数値であり、帳簿価額によっている。

(1) 有形固定資産額の取得額等には、次の区分がある。

① 土地

② 有形固定資産（土地を除く）

ア 建物、構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）

イ 機械、装置（附属設備を含む。）

ウ その他（船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等）

(2) 建設仮勘定の増加額及び減少額

建設仮勘定とは建物、構築物、機械、装置、船舶、車両などの有形固定資産を建設するようなときに、完成まで長期間を要する場合、この建設に要した材料費、労務費、経費などを完成するまで一時的に処理する仮勘定で、完成後はそれぞれの資産勘定に振り替えられる。

増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

(3) 有形固定資産の除却・売却による減少額

有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

(4) 減価償却額

減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた額をいう。

(5) 有形固定資産額の算式は以下のとおり。

ア 年末現在高＝年初現在高＋取得額－除却・売却による減少額－減価償却額

イ 建設仮勘定の年間増減＝増加額－減少額

ウ 投資総額＝取得額＋建設仮勘定の年間増減

6. 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業者30人以上の事業所）

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業に支給して製造される委託生産品を含み、下請賃加工のために他企業から支給された原材料及び加工済みの在庫、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）の在庫は含まない。

7. 製造品出荷額等

2023年1月から2023年12月までの1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計であり、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

(1) 製造品出荷額

当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む。）を、1年間のうちに当該事業所から出荷した場合の工場出荷額をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。ただし、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含まない。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、2023年中に返品されたものを除く。）

(2) 加工賃収入額

1年間のうちに他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

(3) その他収入額

上記(1)、(2)の出荷額以外で、例えば「転売収入」、「修理料収入」、「販売電力収入」、「冷蔵保管料収入」等の収入額をいう。

8. 生産額（従業者30人以上の事業所）

2023年1月から2023年12月までの1年間における下記算式により算出した額をいう。

生産額 ＝ 製造品出荷額 ＋ 加工賃収入額 ＋ （製造品年末在庫額－製造品年初在庫額） ＋
（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）

9. 付加価値額（粗付加価値額）

2023年1月から2023年12月までの1年間における下記算式により算出した額をいう。

(1) 従業者30人以上

付加価値額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額) - (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税 (*1) + 推計消費税額 (*2)) - 原材料・燃料・電力使用額等 - 減価償却額

(2) 従業者29人以下

粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税 (*1) + 推計消費税額 (*2)) - 原材料・燃料・電力使用額等

*1:平成29年工業統計より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものである。

*2:推計消費税額は平成13年工業統計より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

10. 事業所敷地面積（従業者30人以上の事業所）

2024年6月1日現在において、事業所が使用（賃借を含む。）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫及びその他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれる。

11. 水源別用水量（従業者30人以上の事業所）

事業所内で生産のために使用される用水（従業者の飲料水、雑用水を含む。）をいい、1日当たり用水量とは、2023年1月から2023年12月までの1年間に使用した工業用水の総量を2023年の操業日数で割ったものをいう。

ア 公共水道は、都道府県又は市区町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいう。

- ・ 工業用水道とは、飲用に適さない工業用水を供給するもの
- ・ 上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水を供給するもの

イ 井戸水は、浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。

ウ その他の淡水は、「公共水道」、「井戸水」、「回収水」以外の淡水をいう。例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷及び旧河川敷内において集水埋きよによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などである。

【品目別】

1. 産出事業所

産業格付とは関係なく、当該品目を生産した全ての事業所を集計している。

2. 製造品の出荷

(1) 製造品の出荷

当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものも含む。）を、2023年1月から2023年12月までの1年間に当該事業所か

ら出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。なお、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含まない。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、2023年中に返品されたものを除く。）

(2) 出荷金額

消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

3. 製造品の在庫（従業者30人以上の事業所）

当該事業所の所有に属する製造品のみ在庫である。

なお、品目別における製造品在庫には、半製品及び仕掛品の各勘定に属するもの、転売用の商品（他から購入した商品に加工しないでそのまま販売するもの）、特掲されていない「製造工程からでたくず及び廃物」は含まない。

4. 品目と産業の関係

製造品が複数の品目にわたる事業所の産業格付は、生産するそれぞれの品目の製造品出荷金額の大きさの割合によって、産業を決定している。したがって、生産品目は同一品目であっても、同一産業から生産されるだけではなく、他の種々な産業でも生産されていることとなる。品目と産業との関係を見るものが、「品目別 第5表 品目別出荷における産業細分類別の産出事業所数及び出荷金額」の産出率及び「品目別 第6表 産業別出荷における品目別の産出事業所数及び出荷金額」の出荷率の統計表である。

(1) 「品目別 第5表 品目別出荷における産業細分類別の産出事業所数及び出荷金額」は、生産品目がどの産業によって生産されたのか、産出率の高い産業順（産出率が2%未満の産業は省略）に表章したものであり、下記算式によっている。

$$A \text{ 品目の } B \text{ 産業産出率} = (A \text{ 品目の } B \text{ 産業出荷金額}) / (A \text{ 品目の全出荷金額}) \times 100$$

(2) 「品目別 第6表 産業別出荷における品目別の産出事業所数及び出荷金額」は、それぞれの産業で出荷した品目を、出荷率の高い品目順（出荷率が2%未満の品目は省略）に表章したものであり、下記算式によっている。

$$A \text{ 産業の } B \text{ 品目出荷率} = (A \text{ 産業の } B \text{ 品目出荷金額}) / (A \text{ 産業の全出荷金額}) \times 100$$

なお、「品目別 第6表 産業別出荷における品目別の産出事業所数及び出荷金額」の産業の事業所数は、賃加工専業の事業所は除いているため、「産業別」の事業所数とは一致しない場合がある。

<問合せ先>



経済産業省

大臣官房調査統計グループ 構造・企業統計室 経済構造実態調査製造業班

TEL : 03-3501-1511 内線2894

Eメール : bzl-kozo-tokei@meti.go.jp

ホームページ : <https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kkj/index.html>

◆「政府統計の総合窓口（e-Stat）」(<https://www.e-stat.go.jp/>) でも、統計データ等の各種統計情報が御覧いただけます。

◆本冊子に掲載されたデータを引用・転載する場合には、出典の表記をお願いします。
(例 出典：総務省・経済産業省「2024年経済構造実態調査 製造業事業所調査結果」)